

# 3月議会のあらまし

平成28年館林市議会第1回定例会は、3月4日から23日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は、追加議案を含め28件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、委員会提出議案1件、請願2件の審議が行われました。

## 人事案件

### ▽副市長の選任について

副市長の金井田好勇さん（大谷町）が、本年3月31日をもって退職となることから、新たに小山定男さん（大島町）を選任したいとして、地方自治法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。



副市長  
小山定男 さん

▽教育長の任命について  
教育長の橋本文夫さん（上赤生田町）の任期が、本年

## 条例の制定



教育長  
吉間常明 さん

3月5日をもって満了となることから、後任に吉間常明さん（上三林町）を任命したいとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽館林市空家等対策協議会設置条例  
空家等対策の推進に伴い、本市においても空家等対策計画の作成、実

施等に関する協議を行う館林市空家等対策協議会を設置するため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市行政不服審査会条例  
全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、審査庁の判断の妥当性等をチェックする第三者機関として新たに設置する館林市行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため、本条例を制定しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、審査請求における審理手続について必要な事項等を定めることにより、関係条例の整備及びその他所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市職員の給与に関する

## 条例の改正



消費生活センター

現職員への働きかけの規制等の規定及び再就職情報の届出について定めることにより、職員の退職管理の適正化を図るため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例  
消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活相談員の職務及び要件その他の消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定める必要があるため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

る条例等の一部を改正する  
条例Ⅱ 国家公務員及び群馬県職員の給与改定の例により、本市職員の給料及び勤勉手当の改定等所要の改正を行うもので、本市職員の給料月額を若年層に重点を置いた世代間の給与配分の観点から、平成27年4月1日に遡及して平均0・3%引き上げ、人事院及び群馬県の勧告による給与制度の総合的見直しにより、本年4月1日から給料月額を平均2%引き下げるものです。また、平成27年12月期の勤勉手当の支給月数を0・1月分引き上げ、平成28年度以降については、引き上げ分を6月期と12月期の勤勉手当に均等に配分するものです。併せて、国家公務員の例による本市一般職の任期付職員についての改正及び行政不服審査法の施行に伴う改正その他所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市特別職の職員の期末手当の支給に関する条例